

令和2年5月7日

保護者様

新潟県立川西高等特別支援学校長
小 堺 さとみ

新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業期間の延長及び休業期間の対応等について

緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、県教育委員会による令和2年5月5日付け「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための臨時休業の延長について（通知）」により、県立学校の臨時休業を5月31日まで延長とする通知がありました。

つきましては、当校の対応について、下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

記

1 臨時休業期間の延長

休業期間を令和2年5月31日（日）まで延長する

2 登校日の設定

生徒の規則正しい生活習慣と学習機会を確保するため、当校では休業期間中、次の9日間を登校日とします。

5月11日（月）、13日（水）、15日（金）、19日（火）、20日（水）、21日（木）、25日（月）、27日（水）、29日（金）

※給食の用意があります。但し、上記9日間の給食費については就学奨励費の対象とならないため、実費負担となり後日支給はありません。

※NPO送迎バスは通常どおり運行します。

3 今後の予定等について

6月1日（月）からの学校通常再開等、今後の予定や変更情報等は、電話連絡及び当校ホームページへの随時掲載にてお知らせします。

4 その他

登校日以外は人の集まる場所等への外出を避け、自宅学習を進めてください。当校ホームページにリンク掲載の「子供の学び応援サイト」や「子どもの体力向上ホームページ」の活用により、学習の継続と軽い運動等に心掛け、心身の健康の維持に努めるようお願いいたします。

また、引き続き、毎日数回の検温及び健康観察の継続をお願いいたします。異変があれば早急に学校へ連絡してください。

担当：県立川西高等特別支援学校
教頭 遠藤 知子
電話：025-768-3325（直通）
FAX：025-768-4567